

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

#### 広島県条例第三十八号

##### 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第十三号(1)中「第三十一条の二第二項第十五号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ」に、「第六十二条の三第四項第十五号ハ」を「第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改め、同号(2)中「第三十一条の二第二項第十六号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十六号ニ」を「第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改める。

第三条の表の第十二号(1)中「第三十一条の二第二項第十五号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ」に、「第六十二条の三第四項第十五号ハ」を「第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改め、同号(2)中「第三十一条の二第二項第十六号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十六号ニ」を「第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改める。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。